

2 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和5年2月16日（木） 午後1時

場所：山口県教育庁教育委員会室

（公開）

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和5年2月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。 佐野委員、頼原委員よりよろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第10号、報告事項6、協議事項2は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第10号、報告事項6、協議事項2については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは、議案第1号「令和5年度 山口県一般会計予算についての意見の申出について」でございます。議案は、資料①の2ページ以降に掲載しておりますが、議案第1号の別冊資料で概要を説明いたします。別冊資料の1ページをお開きください。予算の基本的な考え方についてです。県教委では、県の予算編成方針の下、やまぐち未来維新プランに掲げられた「新たな時代の人づくりの推進」等に対応するとともに、現下の教育課題に積極果敢に取り組むための施策を講じたところ です。</p> <p>2ページを御覧ください。予算規模ですが、来年度の教育委員会の所管予算は、約1,157億円で、対前年度比では、94.4%です。これは、定年延長等により退職手当が大きく減額したもので、給与関係経費を除くと、対前年度比110.6%となります。</p> <p>それでは、主要事業につきまして新規事業と拡充事業を中心に説明いたします。主要事業を「やまぐちスマートスクール構想の推進」、「第3期県立高校将来構想に基づく高校教育の充実」、「いじめ・不登校等対策の充実」、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」の4つのテーマの他に、7つの分野で分類しております。</p> <p>まず、3ページの「やまぐちスマートスクール構想」の推進に関連して、4ページの新規事業「次世代の教育環境デジタル化推進事業」を御説明させていただきます。教育データを活用した学校運営や児童生徒一人ひとりに合った学びを進めるとともに、クラウド型採点システムの導入や、全国に先駆けて、文部科学省が推奨するフルクラウド</p>

環境を構築するなど、ICTを活用した教職員の業務改善・働き方改革を積極的に進めてまいります。

次に5ページを御覧ください。拡充事業の「やまぐちスマートスクール構想推進事業」です。拡充は、先頭に「拡」と付けています。一つは、新たに市町教委と連携した「やまぐちGIGAスクール運営支援センター」を県教委が中心となって設置し、学校のICT活用を進めるための広域的な支援体制を構築します。またICTの活用促進やスキル向上等を図るために開催している「やまぐちICT活用コンテスト」に、新たに小・中学生対象のプログラミング部門を設けます。

続いて10ページの第3期県立高校将来構想に基づく高校教育の充実についてです。新規事業の「県立高等学校再編に係る遠距離通学支援事業」です。今年度に策定した再編整備計画では、今後の中学校卒業見込者数の急激な減少に対応するため、市町をまたいだ再編統合等を行う予定であり、これまでの再編整備よりも広域的なものを予定しています。このため、遠距離通学に伴う経済的理由から高校進学を断念することのないよう、通学費の支援を行います。

続いて11ページのいじめ・不登校等対策の充実についてです。まず、新規事業の「中学校及び高校0年生からの教育相談事業」です。コロナ禍の3年間でいじめの重大事態や不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあることから、中学校や高校のいじめや不登校等の未然防止につながるよう、教育相談体制の充実を図ります。特に、進学先での人間関係の構築や、学校生活の不応等理由で、いじめ・不登校の件数が中学校・高校1年生に多いため、入学前後の新1年生を対象に相談対応を充実させてまいります。

続いて、12ページの下にある新たな取組「不登校対策に係るステップアップルームの設置」についてです。こうした取組を通じて、個別の支援を行うことにより、教室への復帰や不登校の未然防止を図ります。

続いて13ページの学校等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については来年度も引き続き取り組んでまいります。

続いて14ページからは、7つの分野の主要事業についてです。最初は「1 地域教育力日本一」の推進についてです。まず、新規事業の「地域連携教育再加速化事業」では、子どもと大人の学び合いの場の創出などを通じて、全国に誇れる山口県の地域教育力を再構築することで、コロナ禍で希薄化した人と人とのつながりを取り戻し、地域連携教育を再加速させてまいります。

次に16ページ中ほどの「地域と連携したリアルな体験活動充実事業」では、子ども達の生きる力を育む長期自然体験活動と、大学生や高校生等が主体となって企画を行う短期体験エコツアーを組み合わせたプログラムを実施し、参加する子ども達の非認知能力の向上をめざします。

続いて17ページの「2 教育を通じた『ふるさと山口』の創生」についてです。新規事業の「企業から学ぶ！専門高校カーボンニュートラルプロジェクト」では、専門高校において、脱炭素化に取り組む県内企業と連携して、企業見学や現場実習などの教育活動を通じて、カーボンニュートラルの実現を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に18ページ中ほどの「Ohana!ハワイ交流プログラム」では、県教委とハワイ州教育局との教育分野の協力に関する覚書締結に基づき、高校生同士の国際交流活動を実施するとともに、海外留学をする高校生を支援することで、本県における新たなグローバルリーダーの育成を図ってまいります。

続いて19ページの「3 確かな学力の育成」についてです。新規事業の「やまぐちの未来を創る!フロントランナー育成事業」では、地域医療を担う医学部進学者や、選抜性の高い大学への進学者の増加をめざして、最先端の研究の動向を踏まえた講義演習、ハイレベル課外授業等を実施することで、確かな学力の定着を図り、将来の山口県を担う人材の育成を図ります。

続いて21ページの「4 豊かな心・健やかな体の育成」についてです。新規事業の「やまぐち部活動改革推進事業」では、観光スポーツ文化部と連携しながら、公立中学校等における休日の部活動の地域移行に向けた部活動改革を推進します。

続いて23ページの「5 魅力ある学校づくりの推進」についてです。新規事業の「日本語教育支援体制整備事業」では、遠隔・オンラインによる日本語指導等の充実を図るとともに、日本語指導補助員等による継続的な支援を行い、切れ目ない日本語教育を推進します。

続いて24ページの「6 教職員人材育成の推進」についてです。新規事業の「人づくりを支える教師確保推進事業」では、教員志願者の著しい減少による「教師不足」の問題を解消していくため、教員採用試験の志願者増加等を図り、本県の人づくりを支える教師の確保を推進します。

次に27ページからが、「8 その他の主要事業」です。28ページ中ほどの「県立学校給食費に係る物価高騰差額補助事業」では、県立学校において、物価高騰に伴う給食費の引上げの必要性が生じた場合に、保護者負担額が軽減されるよう、今年度に引き続き、給食費の支援を行ってまいります。また、県立山口博物館では「特別展『やまぐち 大考古博』」を開催することとしております。県教委所管の当初予算の概要は以上のとおりです。この「令和5年度当初予算案」につきまして、県議会の議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま、教育政策課から議案第1号について説明がありました
が、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

ハワイ州との交流プログラムについてなんですけれども、これはこの先拡大していく方向なのでしょうか。

高校教育課長

18ページの方に新規事業として「Ohana!ハワイ交流プログラム」
その下には「東部地域グローバル人材育成事業」をお示しして
おります。そのうち「Ohana!ハワイ交流プログラム」では、今
お示しがありました覚書締結に基づきまして、ハワイの高校生との
交流やMahaloミ

	<p>ーディングという中にもお示ししているオンラインを活用した交流を計画してまいりたいと考えております。また、東部地域グローバル人材育成事業の中でも内容の（２）に海外研修とありますが、その中でハワイ研修を実施して、現地の高校生と交流するような機会をつくってまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	議案第 1 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 1 号を承認いたします。 続いて議案第 2 号について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	<p>それでは、議案第 2 号「令和 4 年度山口県一般会計補正予算（第 5 号）についての意見の申出について」御説明します。資料①の 1 4 ページを御覧ください。</p> <p>はじめに「1 歳出予算」の表の太線で囲んでいる部分、「補正額」の欄を御覧ください。それぞれ今年度の執行見込み額等に基づいて減額補正を行うものです。補正額の大きなものとして、給与関係経費は、学校教職員等の給与費の実績が見込みを下回ったことなどにより、約 1 4 億円の減額となりました。施策的経費は、高等学校等の授業料の負担軽減を図る就学支援金の支給見込みの減や、奨学給付金の執行見込みの減、生徒・教職員への P C R 検査の執行見込みの減などにより、4 億 4, 6 6 4 万円の減額となりました。2 月補正全体額は合計欄にありますとおり、2 2 億 9 8 8 万 5 千円の減額となり、補正後の県教委の予算総額は、1, 2 1 2 億 8, 2 8 2 万 6 千円となります。</p> <p>続いて、来年度に繰り越す「2 繰越明許費」について、繰越予定額の大きなものをいくつか説明します。一般管理費では、2 月補正で計上することに伴い、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、大規模改造事業費や施設整備費等については、入札手続きや工事内容の調整に不測の日数を要したなどのため、繰越が必要となりました。こうしたことから、合計で 7 億 9, 8 9 3 万 3 千円を来年度へ繰越しようとするものでございます。この補正予算につきましても、先ほどの当初予算と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。以上でございます。御審議の程、よろしく願い申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま、教育政策課から議案第 2 号について説明がありました が、意見、質問はありますか。
	議案第 2 号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第 2 号を承認いたします。

<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>続いて議案第3号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「特定歴史公文書に関する事務を受任することについて」説明いたします。資料①の21ページを御覧ください。</p> <p>まず「1 趣旨」についてです。令和5年2月議会に上程される「山口県公文書等管理条例」の制定により、現在、文書館が収集・管理している「保存期間が満了した歴史資料として重要な公文書」については、「特定歴史公文書」と位置づけられ、知事の権限で収集・管理されることとなります。この度、当該条例制定の県議会への上程に先立ち、山口県知事から「特定歴史公文書」に関する事務について、地方自治法180条の2の規定に基づき委任したい旨協議があったものです。</p> <p>次に「2 協議の内容」についてです。「(1) 委任される事務の内容」は、山口県公文書等管理条例に規定することとしている公文書等の管理に関する事務のうち「特定歴史公文書に関する事務」です。</p> <p>「(2) 委任される職員」は、文書館長です。「(3) 委任される理由」は、文書館長は特定歴史公文書に関する事務の実施に係る実績、技能、知識を有しており、文書館長に当該事務を委任することにより、組織機構や職員配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性を保持することができるためです。「(4) 委任の開始時期」は、条例が施行される令和6年4月1日になります。以上の件については、予め、教育委員の皆様にお諮りしての回答を予定していたところですが、前回、1月の教育委員会会議が降雪の影響で中止になったため、日程の都合上、教育長が臨時に代理して、承諾する旨の回答をいたしましたので、御報告し、承認をいただきたくお諮りするものでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から議案第3号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p> <p>議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第3号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第4号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「山口県公文書等管理条例の制定についての意見の申出について」説明いたします。資料①の25ページを御覧ください。まず、「1 制定の趣旨」についてです。本条例は、行政文書の適正管理への社会的関心の高まりやデジタル・ガバメントの推進に伴う行政手続きのオンライン化への対応など、公文書管理を取り巻く環境が大きく変化する中、電子決裁システムの導入を契機として、これまで、各実施機関が独自に運用してまいりました公文書管理につきまして、条例化により全庁の統一的ルールを定め、体系的かつ効率的な運用を</p>

	<p>はかる目的で制定されるものです。</p> <p>次に、「2 制定の概要」についてです。公文書に係る取り扱いは、こちらに記載のとおり規定されることとなりますが、特に、教育委員会に関係する事項として、「(3) 特定歴史公文書の保存・利用等」にありますように、「保存期間満了後の公文書のうち、歴史的価値があるものとして知事に移管されたもの」は、特定歴史公文書として位置づけられ、さらに、※に記載のとおり、特定歴史公文書に関する事務は、今後、県文書館に委任される予定です。また、(6) 附則に記載のとおり、山口県公文書等管理条例の附則により「山口県文書館条例」を一部改正し、文書館の業務に特定歴史公文書に関する専門的な調査・研究と、知事から委任された特定歴史公文書に関する事務を行うことが規定されることとなります。「3 施行期日」は、令和6年4月1日です。県議会の議案の提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から議案第4号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>最近国の機関で、一般の方からみると削除してはいけないだろうなという判例とかそういったものの資料がいつの間にか無くなっていったということも関連してるのかなという感じがします。ちなみに保存期間満了になるという満了の期間というのはどれぐらいになるんですか。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>現在の規則ですと、1年、3年、5年、10年、永年と分類されています。この公文書等管理条例ができますと、永年という制度が無くなりまして、最長でも30年と変わっていきます。この30年を始めとした期間が満了したものについてその内、歴史的な価値があるというものについては、歴史公文書として残していくという仕組みになっております。</p>
佐 野 委 員	<p>原本は残す、それとも電子データで残すのでしょうか。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>これまでの文書については、ほぼ紙の文書として残しております。ただ、今年度から電子システムが導入されましたので、徐々に保存されるデータは電子化されていくと考えています。</p>
和 泉 委 員	<p>教えていただきたいのですが、歴史的な価値があるものというのはどこで、どういうふうな手続きで判断されるのでしょうか。施行日が令和6年の4月ですけども、その辺はなぜなのでしょう。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>何をもちってそこに歴史的価値があるかということですが、基本的には文書館、専門機関でその専門家が、山口県の文化や歴史を判断するのに必要な文書である、残しておかなければいけないものである</p>

	<p>というような判断をした場合に、その歴史的な価値があるものとして保存していくということがいえます。</p> <p>また、施行時期が令和6年4月からということですが、これは条例を制定するにあたっては、学識経験者の方で組織されました条例制定委員会というようなものがございます。その委員の先生方から、せっかく条例として文書館に歴史的な文書が増えるのであれば、それをどうやって利用していくかということ、県民の皆様に周知する期間というものが必要であるということで、まず条例がこの令和5年の2月に変わりますけれども、1年間の期間において周知徹底を図ることが一つと、私ども職員も制度が変わって、しくみが変わった中でそれを円滑に運用していくための期間、そういったものをとる必要があるだろうということもありましてこの一年間の期間が設けられています。</p>
教 育 長	議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第4号を承認いたします。 続いて議案第5号について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	議案第5号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について」説明します。資料①の67ページを御覧ください。知事等の給与の特例に関する条例において、教育長の給与の特例を定めております。改正の内容は、平成26年4月1日から令和5年3月31日までとしている、給料月額5%の減額措置について、さらに1年間延長するものです。改正条例の制定について、県議会への議案の提出を行うにあたり、知事から意見照会がなされましたので教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮りするものでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。
教 育 長	ただいま、教育政策課から議案第5号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
	議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第5号を承認いたします。 続いて議案第6号について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	議案第6号「山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」御説明いたします。資料①の73ページをお開きください。 「1 改正の趣旨」にありますとおり、公立学校の教職員定数について、児童生徒数の増減、教職員定数の改善等により、所要の増減員

	<p>を行うものです。</p> <p>次に「2 改正の内容」です。高等学校につきましては、収容定員の減等により、13人の減となります。中等教育学校につきましては、今年度と同数となります。特別支援学校につきましては、学級減等により、19人の減となります。中学校及び小学校につきましては、国の定数改善に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級数の減等により、中学校で35人の減、小学校で52人の減となります。以上により、改正後の教職員定数の合計は12,233人となり、現行と比べて119人の減となります。なお、「3 施行期日」は、令和5年4月1日としております。以上でございます。これも、知事からの意見の聴取に対しまして異存なしとして処理したものであることについて報告し承認を求めるものです。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から議案第6号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第6号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>議案第6号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第7号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>議案第7号「山口県立博物館条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について」説明いたします。資料の79ページを御覧ください。</p> <p>まず、「1 改正の趣旨」についてです。令和4年4月15日に公布された博物館法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、山口県立博物館条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>博物館条例第1条は博物館法第18条の規定に基づき規定されておりますが、その法第18条の削除に伴い、条例第1条については、改正後の博物館法から引用し、「県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため」とするよう改める字句修正を行います。具体的には、資料81ページを御覧ください。表の下段にありますように、現行では、博物館法第18条の規定に基づき博物館を設置するとしていたところですが、博物館法の改正において、18条の規定が削除されたことから、表上段にありますように、字句修正するものです。</p> <p>戻りまして、資料79ページを御覧ください。「3 施行期日」につきましては、国における博物館法の一部を改正する法律の施行日と同日の令和5年4月1日です。県議会の議案の提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいま、学校運営・施設整備室から議案第7号について説明があ

全 委 員	<p>りましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>議案第7号について、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第7号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第8号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第8号、「やまぐち文化芸術振興プランに対する意見の申出について」でございます。資料①の85ページを御覧ください。</p> <p>「1 改定の趣旨」については、やまぐち未来維新プランの改定に併せて、文化振興施策を推進する指針として策定するものです。「2 プランの位置づけ」にありますように、本プランは、県の観光スポーツ文化部において策定されておりますが、文化芸術基本法に基づき、教育委員会の意見を聴くこととなっているものです。「3 プランの概要」については、基本理念として、「心豊かで活力ある地域を育むやまぐちの文化力の創造」を掲げ、文化芸術を取り巻く環境の変化や、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、改定を行うこととされています。また、計画の期間は、「やまぐち未来維新プラン」と同様、令和4年度から令和8年度までの5年間となっております。</p> <p>86ページの「5 施策体系」を御覧ください。施策体系は、三つの柱のもとに①から⑨までの9項目が設定されています。こちらの一覧は、9項目のうち、教育庁に関係がある項目に、関係の事業をぶら下げたものでございます。今後も、知事部局・教育委員会がしっかりと連携し、文化芸術を通じた、子ども達の豊かな感性と創造性の醸成に努めてまいりたいと考えており、83ページにありますように、「適当と認める」との回答をお示ししているところです。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第8号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>別途資料で最終案をいただいておりますけども、見ていくとやはり新型コロナの影響で利用される方が県立の文化施設など減ってきておられますけど、その先改善されれば利用数が増えていくのではないかと思います。そういったものは、実際に体験して五感で感じる事が大事だと思いますので、そういったところをしっかりと子どもたちに体験していただけるようになってもらいたいなと思います。</p> <p>I C Tの普及の助けによって、利用者の方とか施設の利用機会が広がるとか、文化や芸術への理解の広がりが進んでほしいと感じますのでよろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>議案第8号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>

教 育 長	<p>議案第8号を承認いたします。 続いて議案第9号について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>知事部局のスポーツ推進課において策定が進められている新たなスポーツ推進計画「やまぐちスポーツ推進プラン2022」について御説明します。なお、本議案はスポーツ基本法第10条により、計画の改定の際は、教育委員会の意見を聞くこととされており、その規定に基づきお諮りするものでございます。別冊資料がございますが、本日は資料①の90ページで御説明します。</p> <p>まず、「2 計画の位置付け」ですが、スポーツ基本法や県スポーツ推進条例に基づく計画、未来維新プランの分野別計画として策定されます。このたび、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、教育委員会の意見が求められています。「3 計画の期間」ですが、未来維新プランと同様、2022年度から2026年度までの5年間です。「4 計画のポイント」ですが、コロナ禍でのスポーツ参画機会の拡大や部活動改革など、スポーツを取り巻く環境変化・課題に対応し、東部地域の県立武道館といった新たな拠点整備や、アウトドアスポーツによる交流拡大に向けた「スポーツフィールドやまぐち」の推進など、七つの新規・拡充の基本施策が位置付けられています。91ページの「施策体系」ですが、「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐちの実現」の基本理念の下、4つの施策の柱、14の基本施策に基づき取組を推進することとされ、とりわけ、「1 スポーツ参画機会の拡大」の「部活動改革の推進」や、「3 スポーツによる健康及び体力の保持増進」の「子どもの体力向上」などが位置付けられ、知事部局・県教委がしっかりと連携し、取り組んでいくこととしています。90ページに戻りまして、「5 意見聴取の状況」ですが、策定に当たっては、これまでスポーツ推進審議会、パブリック・コメントでの意見聴取など、多方面からの意見の反映に努められてきたところであり、「6 スケジュール」のとおり、このたびの教育委員会の意見聴取を経て、2月県議会に最終案を報告後、3月に成案・公表の予定となっています。御審議のほどお願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から議案第9号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
全 委 員	<p>議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第9号を承認いたします。 続いて議案第11号について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>次に、「学校部活動の在り方に関する方針（改訂版）（案）について」御説明します。94ページの概要を御覧ください。 この度、昨年12月末に示された国のガイドラインを踏まえ、現行</p>

	<p>の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を統合し、改訂版として作成することとしました。95ページからが改定版の具体的な案となりますが、本日はその概要について、これまでの県方針からの主な変更点を中心に御説明します。資料94ページを御覧ください。</p> <p>一つ目は国のガイドラインに沿って、「生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする」と明記しました。</p> <p>二つ目は「学校部活動の地域連携」に関する内容をより具体化しまして、例えば学校と地域の協働等による環境整備を進めること、地域の実情に応じて、他校種との合同練習の実施により、多様な交流機会を設けること、また、共通の分野で学校部活動を地域との共同実施とすること、さらには、地域で実施されている活動の内容等も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて選択できるようにすることなどを新たに示しております。</p> <p>三つ目として新たに、生徒の健康管理及び感染予防対策に係る内容を新たに示しています。なお、県では、現在公立中学校における部活動の地域移行に関する取組を進めておりますが、本方針は、学校部活動の実施・運営に係る方針を示しており、部活動の地域移行に関する方針等については、今後各市町関係機関等と連携を図り、別途検討を進めていくことを申し添えいたします。御審議のほどよろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から議案第11号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>部活動等の在り方を変えることは、今までやってきた部活動について、学校の教育の大きな部分が変化しているんじゃないかと思っているんですけども、そうするとどうしても組織の事情とか、運営上の事情が前面に出てくるんじゃないかと心配しています。判断の基準は子ども達であるという部分を忘れずに決めてほしいのと、外部指導とか地域移行については別に掲げるといことですが、教育的な側面をそういった方々と共有できるのか、また性的な犯罪歴のある関係者がいらっしまった場合どう対応できるのか、そういったところの対応が表面的にあまり見えていないような感じもしています。特に子ども達の心や身体といった犯罪に関わる部分については慎重に進めていただきたいと思っております。</p>
学校安全・体育課長	<p>はいありがとうございました。先程お話ししました通り、地域移行のことはまた別途計画等を定める予定ではございますが、以前から部活動をどのように進めていくかという方針がこれまでもありまして、その中で地域連携という内容が行われておりました。部活動を地域連携をしながら進めていくということも現行の方針にも示されておりますし、その中でも示しているものではありませんが、御指摘のとおり、子ども達の様子を踏まえながら、指導者の在り方や、学校の体制、環境の問題などを慎重に考えていかなければいけない問題だと思っております。今後また必要に応じて検討していきたいと思っております。</p>

小 崎 委 員	部活動の在り方について、まだ先のことだなと思っていたのですが、いよいよだと身近に感じています。私の場合、保護者の中でも地域に移行するとどうなるのかなどのお話が出てきたので、ぜひ保護者の思いとか、保護者の意見とかというのでも聞く機会を、各学校にはなると思うんですけど、設けていただければなと思います。保護者はいろいろな情報をもっていて、割と地域のことに詳しいのは保護者だと思います。ぜひ、保護者のそういう学校への思いを聴いていただくよう機会を設けてほしいと思います。
学校安全・体育課長	ありがとうございます。これまでも各方面からいろいろな意見をいただいております。県教委、市町教委、そして学校も、例えば学校の児童生徒、それから教職員、保護者の方、それぞれからいろいろな意見を聞きながら動いております。また、こちらからも積極的に情報を様々な形で提供して、今現状どうなっているのかということを知らせていく努力を引き続きしていこうと考えています。
教 育 長 全 委 員	議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。 承 認
教 育 長	議案第11号を承認いたします。 それでは、報告事項に入りたいと思います。 報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	それでは、「文化財専門員の採用選考試験の結果について」説明いたします。資料②の2ページを御覧ください。文化財専門員の採用選考試験の実施につきましては、9月の教育委員会会議において御報告したところですが、本日はその結果について御報告いたします。 「1 選考日程」のところにありますとおり、受験者の募集を9月下旬から10月下旬にかけて行ったところ、全国から5名の応募があり、12月上旬にかけて書類選考による第1次選考を行った結果、3名を第1次選考の合格者としてしました。その3名の合格者について、12月11日に面接試験による第2次選考を行い、最終合格者1名を決定し、受験者に通知したところです。現在、採用手続きを進めており、令和5年4月1日付けで採用する予定です。以上、報告いたします。
教 育 長	ただいま、教育政策課から報告事項1について説明がありました が、意見、質問はありますか。 それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	「山口県教育振興基本計画の計画概要について」説明させていただきます。資料②の5ページ以降が、次期計画の方向性や基本的な構成を、骨子たたき台として整理したものです。6ページの序章を御覧ください。

山口県教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、国の計画を参酌して策定することとなっております。国においては、次期計画を策定中でありまして、現在、中央教育審議会が来月の答申に向けて、鋭意取りまとめ中でございます。県においては、現行計画が本年度をもって計画の終期を迎えることから、県においても、次期計画の策定に着手しているところ です。

それでは、資料に沿って、内容を説明いたします。7ページと8ページの第1章は、本県教育をめぐる状況を整理しています。この部分は、現行計画と同様の整理を予定していますが、1の「教育を取り巻く社会状況の変化」では、新たに、(3)社会の多様化と子どもの権利利益の擁護と、(4)新型コロナウイルス感染症の拡大と影響について追加をし、整理をしていきたいと考えております。

9ページの第2章は、教育目標、目標達成についてです。教育目標「未来を拓く、たくましい『やまぐちっ子』の育成」、それからやまぐちっ子の姿、三つの力、三つの心、につきましては、次期計画においても、現行計画を継承する方向で考えております。このページの一番下の部分に「教育を通じたウェルビーイングの向上」を追加しています。ウェルビーイングという概念は、国の次期計画のコンセプトとして位置づけられる方向です。このため、県の次期計画においても、教育目標の実現に向け取組を進めることは、ひいては、ウェルビーイングの向上にもつながっていくと考えられることから、このたび記述を加えさせていただいたところ です。

11ページから12ページは、第3章、施策の展開についてです。本県の教育目標の実現を図るため、必要な施策の推進について整理をしていきます。まず、12ページを御覧ください。本日は、計画のたたき台としてお示ししているものであることから、4つの柱や施策については、現行計画の内容をベースに整理しております。また、現時点で見直しすべきと考えている施策については修正を行い、アンダーラインを引いています。今後は、4つの柱や30の施策の名称、内容等について引き続き検討を進めるとともに、それぞれの施策ごとの方向性や主な取組等を追加で記載していくこととなります。

そして、ページを戻りまして、11ページの「施策推進の主な視点」は、このたび、新たに追加した部分です。今後、県の次期計画を策定した後は、先ほどの施策の方向性等に沿って、具体的な事業を構築し、事業を実施していくこととなります。その際、意識しておくべき視点として、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かす視点」と、「ICT環境を生かす視点」を新たに設定したいと考えています。

最後に、13ページの第4章では、現行計画と同様に、計画の進捗管理等について整理しております。なお、今後の策定スケジュールについては、令和5年10月頃を目途に策定・公表の予定としております。ただいま説明した内容をワンペーパーに整理したものが、3ページの全体像でございます。以上、御報告いたします。

教 育 長

ただいま、教育政策課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

和 泉 委 員	教育振興基本計画は5年ごとに更新されており、これを基に学校の先生方が努力をされていくと思いますので、市町教委との共通認識、連携が必要になってくると思います。今後のスケジュールの中には、市町教委や教員に関する事は無いようですが、当然、実施という理解でよろしかったでしょうか。
教育政策課長	御指摘の点は重要な点だと思っております。意見を踏まえながら計画を作っていくと考えております。
木 阪 委 員	ウェルビーイングという言葉なんですが、この文言だけ聞きますと、少しふわっとした感じでわかりにくいです。他にわかりやすい表現で説明をいただけたらうれしいです。
教育政策課長	ウェルビーイングという言葉は先程も申し上げたように、国の教育振興基本計画の方で、大きな位置付けをもって使われようとしている言葉でございます。ウェルビーイングという言葉自体はできれば使っていきたいと思っておりますが、おっしゃるようにその定義というか意味合いが人によって若干異なる部分もあるのは確かでございます。社会的にも人間の心の状態も幸福感で溢れているとか、満たされているとか、そういう意味合いになるわけですが、その定義といいますか、解説みたいなものを分かりやすく入れるような形で表現してみることも考えております。
佐 野 委 員	第1章で新型コロナウイルス感染症の拡大と影響について書いてあるんですけど、まだ収束しているわけではないので、評価するという時期にはならないのですが、これだけ社会全体の問題となったので、記憶が新しいうちに、教育における影響とか、そういったところを記録に残しておいたほうがいいのかと思います。私も新型コロナウイルス感染症が始まった頃に昔の文献、そういうのがないだろうかと調べて、ペストだとか、スペイン風邪の様子とかそういうのを見て、当時の様子がわかりました。山口県で起きたことですのでそういった記録が役に立つと思います。何か記録するなりまとめているものはありますか。
教育政策課長	ありがとうございます。新型コロナウイルスもご案内の通りでございます。教育の方にも県政全般に様々な影響を与えたところでございますけれども、御指摘の通り教育においても極めて様々な面で大きな影響を与えております。その辺につきましては現在もある程度庁内で把握をしていると思っておりますけれども市町とも情報共有しながら、様々な影響をしっかりと把握をして、計画の中にも入れ込んでいくような形で努力をしていきたいと思っております。
教 育 長	それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。続いて報告事項3について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	山口県教育委員会とハワイ州教育局との教育分野の協力に関する覚

書について御説明いたします。資料②の14ページを御覧ください。まず、1の覚書締結に至った経緯ですが、昨年の8月に山口県とハワイ州との姉妹提携の締結が行われ、教育などの様々な分野で交流を進め、両県州にとって実りのある姉妹関係を築いていくこととなりました。このことを契機として、10月に、ハワイ州教育局が県教委を訪問され、周防大島高校及び岩国高校との姉妹校提携に関する意見交換を行うとともに、両校の学校視察を実施されました。

こうした中、12月に入り高校の姉妹校提携の方法や在り方についてオンライン会議を行っていたところ、ハワイ州教育局から姉妹校提携などを円滑に進め今後の交流をより深めていくため、教育庁同士で覚書締結の提案がなされたところです。この提案を受けて教育庁内で対応を検討したところ、両県州の教員や生徒の交流を推進するものであり大変有意義な提案であるため、覚書を締結する方針としました。

そして、今年1月10日に教育長同士のオンライン会議を行い、ハワイ州を訪問する1月17日に覚書を締結する方向で合意形成を図り、予定どおりハワイ州において覚書を締結したという経緯です。16ページ以降に、覚書の写しを付けております。15ページでは、その内容をベースに、目的や協力分野を記載しております。

今回の覚書の締結を契機として、周防大島高校とカウアイ高校、岩国高校とカラニ高校の姉妹校提携に向けた取組が始まりましたが、こうした取組の促進や、山口県の生徒と教員がハワイを訪問した際の交流、学校同士のオンライン交流を進めてまいりたいと考えております。最後に、県教委の協定締結状況ですが、平成9年に慶尚南道教育庁と締結しており、この度は2例目の締結となります。以上、御報告いたします。

教 育 長

ただいま、教育政策課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

外国、それからハワイと教育分野の協力という形で、これも新型コロナが始まって海外との交流事業というのがなかなか進んでないと思っておりましたけれども、山口県がそういう締結をして、交流できたというのは、これは本当面白いなと個人的に思いました。こういった交流が単なる英語教育に留まらず、山口県の教育、それとハワイ州の教育の良いところとか文化が違うからこそわかるノウハウ、そういったものを取り入れるようなことができたらしきなと感じております。アメリカ、特にハワイは人種のるつぼとか、最近ではサラダボウルといわれた多民族国家でありますし、ハワイは日系の方も多い土地なので、私達にとっては日本人と関わりがあるということで、いろいろな応用がきいたり、急速に多様化が進んでいる日本の教育においても参考になることが多いと感じております。

アメリカは日本とは随分教育のやり方が違うということで、例えばリベラルアーツという教育、考え方があるということを知ります。日本でも一部の大学とか高校ではそういった試みがされているんですけども、捉え方がちょっと違うという意見もあって、一つの正解よりも多様性の理解、物事にはいろいろな見方があるんだということを学んでいくことがその人の人生を切り拓くときに大切になる点であると

	<p>いう意見もあります。それは今、山口県で進めておられる探究学習とか、アクティブ・ラーニングだとか、教科間の連携、社会課題について取り組むコミュニティ・スクールなど、全体に通じるようなものじゃないかなと感じております。そういったところを子ども達が交流することで新しい海外での体験でいろいろなことを感じとったり、効果的な教育手法を取り入れることができるのであれば素晴らしい機会ではないかと思っておりますので、そういったところも考えながら広げていけたらいいなと思っております。</p>
教育政策課長	<p>御指摘の通りでございます。体験した生徒もいい経験をしたという話をしているということも聞いております。せっかく覚書を締結いたしましたので、これをベースに更に今ある交流は進め、新しい交流も見つけれれば見つけていって、今しているような取組を深めていきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>実際に私がハワイに行って締結をしてまいりました。先ほど白井課長から説明がありました通りでございます。10月にハワイ州のブルース委員長さんをはじめ、ハワイ州教育局の方々が県庁を訪問され、そのときに交流を進めたいという話がありました。そのときは高校同士ということで岩国高校とカラニ高校、それと周防大島高校とカウアイ島のカウアイ高校との交流を進めていけばいいなと思っていたところ、オンライン会議等の中で、姉妹校連携を進めるにあたってはハワイ州の教育局と教育庁が覚書をきちんと締結した上でやった方がいいのではないかという提案をいただきました。ハワイに行くのが1月15日で、実際にオンライン会議をしたのが1月10日、締結をしたのが1月17日ということで、私が15日に行った後、現地の方とどのように締結式をするかなどの調整を行い、17日に締結をすることができたということでございます。</p> <p>東部地域グローバル人材育成事業でハワイに研修に行っていた東部地域の中高生150人近くが研修プログラムを終えた後、夕方の自由時間に自主参加ということではありますけど参加をしていただいて、かつ平屋副知事、柳居議長、山口県の県議会訪問団の皆さんにも同席をしていただき、ハワイ州の方はブルース委員長さん、それからハワイの若竹ホノルル山口県人会会長さんにも同席していただいた上で、とてもアットホームな雰囲気の中で締結ができたのが良かったなと思っております。それから実際にこの研修の中でカウアイ島の方に私も周防大島高校の生徒達と一緒に行きました。そこでは県人会の皆さん、文化交流会の方とあわせてカウアイコミュニティカレッジの皆さんに歓迎していただいた上でアットホームな交流ができました。さらにカラニ高校と岩国高校については、これも最後の日は自由行動の日があったのですけれども、その日に岩国高校の生徒、こちらも自主的な参加で30人近くが参加し、カラニ高校に行き、こちらもアットホームな感じで交流を進めることができました。先ほど佐野委員さんが言われたようにハワイの高校生と、やはり山口県というか日本の高校は授業のやり方が違うと感じました。むこうは自由な校風というか気風があって、カラニ高校でも授業の中ではグループ協議みたいな形で先生が伴走者のような形で生徒の自由な発言を引き出すようなそうい</p>

小 崎 委 員	<p>った授業をされていたりとか、生徒の自主性をすごく重んじるような授業をされていたなということで、これは山口県の先生にもぜひ行っていただいで、交流を深める中で良いところは学んで帰っていただければと思いますし、そういった交流を続けていければと考えております。そういったことでいえば今回の締結式は、とてもアットホームな形でできまして、いいスタートが切れたなと感じております。</p> <p>そのことは、メディアでもすごく取り上げられていたので拝見したんですけれども、本当にいい取組だと思いました。多分それを県民のいろいろな方が見られて、今の高校生はこういうことをしているんだとか、こういうことができるんだということを多く知っていただけたと思うので、とても良い機会だなと思いますし、こういう取組はどんどんメディアにも取り上げていただいで、高校生達の姿とか、街ゆく人の姿、子ども達の姿を見ていただけるようになればいいと思いました。羨ましいなと思いました。</p>
和 泉 委 員	<p>実際に生徒達が海外に行くことで、海外の人と交流するというのは非常に貴重な体験になるんじゃないかと思います。これからそういった生徒達が伸びていくのが楽しみです。今回、山口県とハワイとの協定を締結されたということで、最初は高校同士の交流から発展して県と州との交流となったと言われました。今後、これを全県的な広がりとしてやっていくような方向にさせていただくのが良いのかなとは思っているところです。それと関連して、慶尚南道の連携協定についてですが、平成9年ですので25年ぐらい前の締結ですが、現在の慶尚南道とは姉妹校とかどういう交流をされているのかなと思いました。また、他の国のいろいろな教育があり、ハワイよりも自由な教育をしている国もありますし、いろいろな世界の教育に目を向けていくということに関しては、いろいろなところとこういった経験をしてほしいと思いました。そういった高校等ありましたら教えてください。</p>
高校教育課長	<p>まず前半部分の、ハワイとの交流の全県展開についてです。まず今回は東部地域ということでハワイの研修に行っております。これは、基地交付金を活用した事業であるということが背景にありまして、国とも十分協議をした上で交付金の対象地域である岩国市、周防大島町、それから和木町、県立学校があるのは岩国市と周防大島町ということで、その中の県立高校を対象とした事業展開をしているというものでございます。国との協議の上でそういった形での展開となっております。今後はオンラインも活用しながら、他校においてもハワイとの交流ができていくと考えています。個別の学校で申し上げますと、例えば下関西高校は、SSHの関係でハワイ大学と提携してロボティクスのようなそういった研究をされていると報告を受けています。いろんな形でハワイとの交流というのは今後盛んになっていくと思っています。</p> <p>次に慶尚南道との交流ですが、まず、姉妹校の関係で申し上げますと、韓国との姉妹校がある学校が6校ほどあります。学校によってどこまで交流がされているかというのは、頻度の差があるのですけれども、例えば、華陵高校は、全ての生徒ではありませんが、令和に入っ</p>

	<p>てからも韓国を訪問するなど、交流をしています。ただ先ほど申し上げたようにオンラインというところがポイントになって今後活性化されると思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>山口県でいえば山東省と交流しておりますし、経済関連でいうとシンガポールなどとの交流をしておりますけれども、そのあたりも含めて教育の分野や文化の分野を交流できればと思っております。シンガポールは高校の修学旅行で宇部市も昔は行ってたように思いますし、そのあたり、いろいろな海外研修の機会があればなと思っております。来年度の事業について先ほど梅田課長が申しましたが、ハワイ交流プログラムは全県的な取組として、いろいろな形で海外との交流を進めたいと思っております。コロナ禍から終息に向かっているのを前提に、交流していきたいと考えております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>繁吉教育長のお話を聞いて、自由な感じで行われている海外の日本とは違うやり方、そういったところを何かいい形で取り入れたらいいなと思えます。以前そういった海外の学校の仕組みを取り入れて、大阪府の箕面高等学校を改革した日野田先生のお話を聞いたときに、そのときは面白いことやってるんだなと思うくらいだったのですが、教育長の話聞いていたら、ああこの方がやっていることはこういうことなんだなと思えました。ぜひ良いところを山口県に取り入れてくれたらと思っております。よろしくお願いします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。 続いて報告事項4について、義務教育課から説明をお願いします。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>昨年末に実施した夜間中学に関するニーズ調査の実施結果について御説明します。お手元の資料のうち、資料②の「山口県教育委員会会議議案」の20ページをお開き下さい。</p> <p>今回の調査は、最新の国勢調査の結果等を踏まえ、夜間中学への入学を希望する方の潜在的な需要の有無を全県的に把握することを目的として実施いたしました。調査対象として、(4)にお示ししております通り、夜間中学のニーズがあると想定される、小・中学校に通えなかった方など、ア～エの方々を対象とした本人用と、本人をサポートしている応援者を対象とした保護者・支援者用の2種類を用意し、インターネット及び各市町教委等に設置した質問紙によるアンケート形式で行い、本人用38件、保護者・支援者用135件、計173件の回答をいただいたところです。</p> <p>次に、調査結果の概要及び今後の対応について21ページに整理し、また、それぞれの設問に対する回答を22ページ以降にグラフ等によりお示ししております。まず、本人用調査及び保護者・支援者用調査において、「現在学齢期である不登校の生徒」のニーズが多いことが把握できました。なお、何らかの事情で小・中学校に通えなかった「義務教育を終えていない方」のニーズは、今回の調査ではほとんど確認できなかったところです。その他、ニーズがいくつかの市町に偏っていること、自力で、30分以内であれば通いたいなどの通学時間や距離への配慮の希望があることも確認されました。</p>

	<p>最後にこの結果を踏まえた今後の対応についてですが、「3 今後の対応等」にありますように、今回実施しましたアンケートへの回答などから、県教委としては、今後市町教委が本調査の結果を踏まえて行う取組を継続的に支援していきます。これは、先ほどご説明した集計結果より、ニーズが学齢期の生徒にあること、また特定の地域に偏在していることから、各市町教委が必要に応じて行う取組を、県教委としてしっかり伴走支援していこうとするものです。市町教委には、令和2年実施の国勢調査において調査が行われた義務教育の未就学者に係る詳細な集計結果や、今回のニーズ調査の結果のうち各市町に関係する情報を整理して提供し、各市町における必要性や実情に応じた検討を進めていただく予定としております。県教委としましても、今回行った調査手法の共有や、設置する場合の人的配置等の具体的な検討など、市町教委への支援を的確に行ってまいります。また、本調査により、改めて本県での不登校生徒による学びのニーズが確認されたことを踏まえ、県教委として、不登校対策の一層の充実を図っていくこととしております。なお、この調査結果は、本会議におけるご審議終了後、県教委のホームページの掲載及び記者配布を行い、公表する予定としております。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、義務教育課から報告事項4について説明がありました が、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>こういった調査が行われるという形で、自治体がするというのは本当に良いことじゃないかと思えます。内容を見ていると回答者の8割が日本国籍で、さらに十代が61%を占めています。これは不登校というのがあるんでしょうけども、驚きを感じました。それからそういった方々が「家にいることが多い」が47%、「働いている」が21%といった中で、不登校をそのままにしておくのは社会的な問題だなと感じております。やはりあの、こういった結果は、個人的な問題だけでなく、他人事とは思えない重要な課題ではないかなと思えますので、現在の不登校の生徒の増加を考えると、この調査結果というのは重く感じます。それに対しての対応が進められているというのを聞きまして少し安心をしていますが、少しでも社会に繋がるお子さんが増えていってほしいと思えます。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。 続いて報告事項5について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>それでは、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本県の結果について説明いたします。資料②27ページを御覧ください。 本調査は、2(3)にありますように、全国の小学校5年生及び中学校2年生の男女を対象に、令和4年4月から7月の間に実施されました。本県児童生徒の体力の状況について、29ページ中央のグラフを御覧ください。体力の総合的な指標となる「体力合計点」は、これはそれぞれの種目を換算して一つにまとめたものです。全ての調査対象学年で全国平均を下回りました。下の折れ線グラフは、本県の体</p>

	<p>力合計点の推移となります。全ての調査対象学年で、調査開始以来、過去最低値を記録しました。一方30ページの下半分にレーダーチャートがございますが、こちらを御覧いただきますと、全ての対象学年で、シャトルランや持久走など、持久力に関するものについては、これまでも全国平均を上回っている状況でございますが、それ以外の調査項目については全国平均を下回っているものが多い状況で、改善に向けた取組が必要であると考えております。</p> <p>そこで37ページの「(3) 今後の重点取組」で示しています通り、「①学校が【共通】して取り組む事項」、「②各学校が実態に合わせて【選択】して取り組む事項」、「③『体力向上レポート』の作成」、この三つの取組を推進していこうと考えております。特に「①学校が【共通】して取り組む事項」においては、体育の授業の準備運動の充実や、家庭での運動の継続化など、全ての小中学校の全ての学年で確実に実施をしていただきたい内容をお示しするとともに、その取組を県教委、市町教委が連携をしながら、組織的に推進することとしております。以上、報告いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項5について説明がございましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>新型コロナの影響と思われますけど、全国的に子ども達の体力、そういったものが落ち込んでいるというのはあるんですが、山口県も少し影響を受けてるなと感じております。個人の体格については個性なので、話題に出すことはしないのですが、子ども達がしっかり頑張っておられて伸びているところもあるのですが、全体的に徐々に落ちてきているというのが、やはり事実として認めないといけないかなと感じております。そういった問題はすぐには見えない影響が将来出てくるのではないかと思います。県が全体を見る立場として研究して対策をとる必要がある問題ではないかなと感じております。今のところ具体的に何が原因とかというのはあるのでしょうか。</p>
学校安全・体育課長	<p>実際のところ、これが原因であるという明確に言えるものは無いと思っています。もちろんお話がありましたコロナの影響もありますし、それからスクリーンタイムと言われるテレビやパソコン等を見る時間の増加など、全国的な傾向がある中で山口県の子どもの状況だと思えます。また地域によって若干差があるのではないかなと思うので、そういった状況を更に分析をしながら、その子ども達に合ったような対策を講じていければいいと考えております。</p>
佐 野 委 員	<p>いろいろな切り口や見方で何か問題があるかというところを見つけていただきたいと思います。先日、日経新聞の記事に山口県の大人は食事に使う時間がものすごく短い、沖縄に次いで2番目に短いというのがあって、短いのが何かに関係があるのかなと思ってたんですけど、新型コロナの対応をしてインフルエンザがすごく減ったというのがありますし、何か気が付かないところに原因があるのかなというところで、広く視野をもって原因を探っていただき研究していただきたいなと思っております。</p>

学校安全・体育課長	<p>ありがとうございます。今後引き続き状況を見ながら分析をしていきたいと思えます。併せて、長いスパンでは運動が好きな子ども達を増やしたいと思ひまして、そのためにはどういふことができるかを検討しています。現在県では幼児期からの運動好きな子ども達を育てるという取組を進めてますので、そういった長期的な取組と合わせていろいろなことを検証していきたいと思ひております。</p>
和 泉 委 員	<p>37ページの「今後の重点取組」に関して先ほど説明もいただけてるのですが、共通して取り組む事項として準備運動をするということですが、選択して取り組む事項や、体力向上レポートの作成について、これはどのようなものかもう少し詳しく教えていただきたいです。</p>
学校安全・体育課長	<p>学校が実態に合わせて選択して取り組む内容というのは、こちらでも例を学校にお示ししてあります。学校の子供達によって得意、不得意が若干違ふので、どこに重点を置いて取り組むかを選択するものでございます。例えば、ある学校は、子供達が自分で目標決め、校庭を走り、トータル何キロ走ったという取組をしているところもあります。これまでもいろいろな取組を学校で進めています。そういったものを改めて見直しながら今回の結果を基に、子供達の状況に合った学校の取組を進めてほしいということなんです。また、体力向上レポートについては、その取組をただやらせるというのではなく、進捗状況も把握をしながら、途中で確認をし、次の取組に繋げるというためにレポートを作ってもらおうということでございます。</p>
和 泉 委 員	<p>そのレポートは学校単位で作成するのですか。</p>
学校安全・体育課長	<p>そうです。</p>
和 泉 委 員	<p>ぜひそういった取組が子供達の体力向上につながったらいいと思ひます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項5については、以上のとおりとします。続いて、協議事項に入りたいと思ひます。協議事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料②39ページをお開きください。山口県教員育成指標の改定について御説明いたします。まず、「1」に、これまでの検討の経緯を示しております。(4)にありますとおり、11月の教育委員会会議までの内容です。(5)にありますように、11月の教育委員会会議でいただいた御意見を踏まえ、ワーキンググループや関係課室、教員養成等検討協議会において協議し、原案を作成しました。</p> <p>次に今回御意見をいただきたい内容につきまして、2の協議事項に、(1)から(3)のように整理しています。まず、(1)構成についてですが、43ページを御覧ください。11月の教育委員会会議において、小崎委員からいただきましたご指摘にも関連いたします</p>

が、キャリアステージと資質能力の関係性について図示しております。今回の改定では、各ステージで求められる資質能力のキーワードを、それぞれ、採用段階がステージ0としておりますが、採用後、理解、実践、協働、リーダーシップと積み上げていくことを明示しました。

続いて、(2)各職において共通的に求められる資質能力についてですが、44ページ、45ページをお開きください。以前にお示したのからデザインを改良しておりますが、一覧性を高めることによって、先生方が自身に必要な資質能力を俯瞰して見ることができると思っております。例えばタブレットでも見やすい形でデザインを整理しております。また、以前は教諭に求められるものについてお示しておりましたが、新たに44ページの下段に養護教諭、45ページの上段に栄養教諭、45ページの下段に管理職ということでそれぞれ、教諭の育成指標を基に整理をしております。

さらに46ページからは各職の育成指標について、それぞれ文言で整理をしております。前回の佐野委員さんの御意見を踏まえ、47ページのICTでは、「15 授業における活用」において、「情報モラル」という文言を入れております。続いて、48ページからは「養護教諭」、50ページからは「栄養教諭」については専門家からの意見も踏まえ整理しました。最後に52ページから53ページは管理職についてです。こちらは、教諭と異なり、管理職としての素養に関することとして、例えば1に「リーダーシップ」を設けるなど、教諭との関連も考えながら管理職として必要な資質・能力として整理をしております。

以上、育成指標について御説明いたしました。が、(1)から(3)につきまして、お気付き等がございましたら御意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいま教職員課から協議事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

佐 野 委 員

緻密な育成指標、すごいなと思います。また情報モラルについて入れていただいたということでありありがとうございます。何をやってはいけないのかというところが、理由を付けて裏付けで教えてもらわないと分からないという人も意外といらっしゃると思いますので、この育成指標に期待したいと思います。今の学校はいろいろな変化が起きているので先生方大変だと思うんですけども、個人的には重要な業務をされていらっしゃるんだから、あるべきところに落ち着くのではないかと楽観的には思っているんですけども、こういったものがあるんだということで、今から先生になる方達も安心して先生になっていただいて子ども達の教育に寄り添える当事者として能力を身に付けてほしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

教 職 員 課 長

ありがとうございます。今御指摘いただきましたように、先生方がこれを見られてということもありますが、管理職との面談等におきましても、こういったものを使って先生方に必要な助言ができるのでは

和 泉 委 員	<p>とっております。また、養成系の大学ではこれらを使って教員になる際に必要な大学で身に付けておくべき力ということで活用していただけるものと考えております。</p> <p>ずいぶん緻密に作られたものですが、管理職が新しく作られたということなんですけれども、こういう指標に達したかどうかの判断とかはなかなか難しいこともあるんだらうと思いますけども、以前とかこれまでのやまぐち総合教育支援センターの研修とか、あるいは県教委が行っている研修などございますが、指標と紐付いて行われているのでしょうか。また、管理職の研修がすべて網羅できているという認識でよろしいのでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>ありがとうございます。山口県教員研修計画というのがございますので、そちらの方でこの指標と研修は基本的には紐付けられていくということでございます。管理職につきましても基本的にはそうなのでございますが、単年度で全てを網羅するというのも難しく思います。そのあたりNITSのされる研修であるとか、今はオンラインで動画等を見ることができますので、それらを活用していわゆる集合型研修だけではない部分でしっかりこの指標との紐付は可能であると考えております。</p>
和 泉 委 員 教 育 長	<p>ぜひ指標が実際の運用等に役立つようにしてほしいと思います。</p> <p>それでは、協議事項1については、以上のとおりとします。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年3月22日（水） 午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>